

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成30年度小松島市一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月10日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

平成30年度小松島市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度小松島市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年3月29日 専決第4号

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		994,350	△3,400	990,950
	1 基金繰入金	994,350	△3,400	990,950
21 市債		2,808,400	3,400	2,811,800
	1 市債	2,808,400	3,400	2,811,800
歳入	合計	17,450,635	0	17,450,635

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 変更

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			変 更 前 の 額	変 更 後 の 額
⑧ 土 木 費	3 道路橋梁費	道路橋梁整備交付金事業 (防 災 ・ 安 全 整 備 計 画)	108,600	112,087
⑧ 土 木 費	3 道路橋梁費	道路橋梁新設改良交付金事業 (総 合 整 備 計 画)	104,900	102,443
⑧ 土 木 費	7 都市計画費	日峯大神子広域公園 (脇谷地区) 整備事業	49,963	58,720

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
退 職 手 当 債	3,400	普通貸借又は 証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件に従うも のとする。ただし、市財政の 都合により据置期間及び償還 期限を短縮し若しくは繰上償 還又は低利に借換えすること ができる。